

令和2年度事業計画書

公益社団法人 なら犯罪被害者支援センターは、犯罪被害者等への支援体制の充実を最重要課題として取り組む。

平成28年4月に奈良県及び大和郡山市で犯罪被害者等支援条例（以下、支援条例という）が施行されたのを皮切りに、平成29年度は天理市・田原本町・川西町・三宅町・山添村が、平成30年度は平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・上牧町・王寺町・河合町・橿原市・高取町・明日香村が、令和元年度は五條市・野迫川村・十津川村・生駒市・奈良市で支援条例が施行された。今後の予定は、令和2年3月31日に香芝市・広陵町が、4月中には桜井市・宇陀市・曾爾村・御杖村・東吉野村・吉野町・大淀町・下市町・黒滝村・天川村・下北山村・上北山村・川上村が支援条例制定を予定している。残すは、大和高田市・御所市・葛城市の3市のみとなり、早期制定に向けて積極的に働きかけ、住民一人当たり2円の賛助会費を依頼する。また、各警察署のご協力を得て、各地区防犯協議会加盟企業等に法人賛助会員への加入を推進し、安定した財政基盤の確立を図るとともに、定款第4条に定める次の事業を推進する。

1 犯罪被害者等に対する相談事業

(1) 電話相談事業

月曜日から金曜日の午前10時から午後4時までの間、支援活動員による犯罪被害者等からの電話相談に適切に対応するほか、性暴力被害者等を対象とした専用電話を設置し、適切に対応する。

公益社団法人全国被害者ネットワークが「犯罪被害者等電話サポートセンター」を平成30年4月1日に開設し、全国の支援センターの業務時間外での電話相談に対応している。

橿原市観光交流センター（橿原市内膳1丁目の「かしはらナビプラザ」）において、中南和相談コーナーを開設し、毎週月・火曜日の午前10時から午後4時までの間、支援活動員を派遣し、電話相談・面接相談に対応する。

(2) 面接相談事業

犯罪被害者等からの要望又は必要と認められる被害者に対し、犯罪被害相談員又は臨床心理士、弁護士、産婦人科医等が専門的な立場から面接相談を実施する。

2 犯罪被害者等に対する直接支援事業

犯罪被害者等の要望により、次のような物品の供与及び貸与、役務の提供等の方法による、直接的支援を実施する。

- (1) 家事、身の回りの世話等日常生活の支援
- (2) 関係機関、職場関係者等への連絡
- (3) 医療機関及びカウンセリングの手配や付添い
- (4) 弁護士の手配や付添い
- (5) 警察署、検察庁、裁判所等への付添い

- (6) 急を要する場合の下着、衣類、日用品等の提供
- (7) その他犯罪被害者等から要望があり、必要と認められるもの

3 犯罪被害者等給付金の支給裁定申請の補助事業

犯罪被害者等に対して、犯罪被害者等給付金制度について説明するとともに、被害者等の要望により給付金の支給裁定申請を補助する。

4 犯罪被害者等の自助グループへの支援事業

犯罪被害者等の自助グループ結成のための適切なアドバイス及び会議場所の提供等を行う。

5 関係機関、団体等との連携による犯罪被害者等への支援事業

次の関係機関・団体等との協力及び連携を強化し、被害者等の支援の充実に図る。

- (1) 警察、検察庁、日本司法支援センター（法テラス）及び弁護士会
- (2) 公益社団法人 全国被害者支援ネットワーク及び同ネットワークに加盟する被害者支援団体
- (3) 県、市町村における被害者対策窓口
- (4) なら被害者支援ネットワークに加盟する機関、団体

6 犯罪被害者等の実態や支援に関する調査及び研修

犯罪被害者等の実態や支援に関して、公益社団法人 全国被害者支援ネットワーク及びその他公的機関が行う調査、研究活動に積極的に協力する。

7 犯罪被害者等の支援活動に従事する者の養成及び継続研修

犯罪被害者等支援活動を行うボランティア要員を募集し、養成講座を開講する。また、犯罪被害者等支援員の能力・資質の向上を目的として、「継続研修」を毎月1回以上開催する。

8 犯罪被害者等支援に関する広報及び啓発事業

(1) 犯罪被害者週間における広報及び啓発活動

国家公安委員会（警察庁）において全国犯罪被害者週間（11月25日から12月1日まで）が設定され、同期間中に県及び県警の協力のもと、「犯罪被害者支援奈良県民のつどい」を開催する。

(2) 街頭キャンペーンの実施

警察をはじめ関係機関と連携した街頭啓発活動を実施し、被害者支援の重要性を県民に訴える。また、県下の犯罪被害者連絡協議会主催のチャリティーコンサート等を支援する。

(3) 当支援センターの事業内容の周知を図るための取組

- ① 当支援センターの活動内容を広く県民に周知していただくため、広報ポスター、パンフレット等を作成し、警察・市町村等に掲出する。
- ② 機関誌「ハートニュース」を年2回（春号・秋号）発行し、広く関係者に

配布する。

- ③ ホームページを随時更新し、内容の充実を図る。
- ④ 奈良県交通安全協会発行の機関誌「交通やまと」に当支援センターの活動内容を掲載し、県下全戸に配布する。
- ⑤ 奈良テレビに夏の高校野球及び年始にスポット放送を行う。
- ⑥ 月刊奈良に当支援センターの活動内容等を随時掲載する。

9 財源確保に向けた施策

- (1) 犯罪被害者支援に向けた、市町村支援条例制定への働きかけ
大和高田市・御所市・葛城市に対し支援条例の制定を働きかけ、「犯罪被害者等支援の連携協力に関する協定書」を締結する。また、法人賛助会員となっただき、財政面での協力を頂く。
- (2) 賛助会員の拡充
当支援センター財源の約41%を占める賛助会員の維持及び新規会員の獲得活動をあらゆる機会を通じて行う。
- (3) 支援型自動販売機の設置
関係事業者の協力のもと、趣旨に賛同いただける事業所・団体に対し設置依頼を行い、安定財源の確保に努める。
- (4) 募金箱の設置
関係機関・団体及び法人賛助会員等を中心に被害者支援の必要性と理解を得て、募金箱の設置を依頼し、安定財源の確保に努める。
- (5) ホンデリング事業の継続と拡大
平成25年度から実施しているホンデリング（～本で広がる支援の輪～）事業を継続して実施するとともに、市町村・学校関係者等に支援の協力を依頼する。

10 「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援サービス（SARASA）」の充実

SARASA は、性犯罪・性暴力被害者に被害直後から総合的な支援を提供することにより、被害者の心身の負担を軽減し、健康の回復を図るとともに、警察への届出の促進、被害の潜在化防止を図ることを目的として、平成26年4月に奈良県産婦人科医会と協定を締結したのに続き、平成27年度には性暴力被害者専用電話を設置した。令和2年度も街頭啓発活動等により SARASA の認知度の向上を図るとともに、更なる相談体制の充実を図る。

11 会議等の開催

- 定時総会の開催 …（6月開催）
- 理事会の開催 …（年間4～5回開催）
- 業務検討会の開催…（年間6回開催）